

令和3年5月13日

坂井市内小中学校保護者各位

坂井市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

このたび、福井県緊急事態宣言が福井県感染拡大特別警報に引き下げられました。しかしながら、県内において学校内で感染が拡大した事例が複数発生していることや、近隣府県をはじめ全国でも感染拡大が続いていることから、引き続き、市内の学校においても感染症への対策を徹底いたします。

つきましては、感染症予防として以下の対応をとりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況の変化により対応の内容を見直してまいります。

記

1 期間 令和3年5月14日（金）～令和3年5月28日（金）

2 主な対応

(1) 授業等

- ・これまでと同様の感染症対策をとり、日常の教育活動を進めます。感染の可能性が高い一部の実技指導等は、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更します。
- ・小学校のプールでの授業（水泳実技授業等）は、本年度は実施しません。

(2) 授業参観、遠足、自然教室、修学旅行

- ・期間内は実施を控えます。

(3) 部活動〈中学校〉

- ・通常の練習はこれまでと同様に行います。
- ・練習試合等は、坂井地区の学校とのみ行います。
- ・県内の大会は、会場や対戦相手の地域の感染状況に問題がなく、親善や交流が目的ではないものに限定します。

※いずれも、保護者等の参観は控えていただきますようお願いいたします。

3 お願い

(1) ご家庭におかれましても、県民行動指針 Ver. 20（令和3年4月22日）に準じ、感染症対策をお願いいたします。

(2) 発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医・最寄りの医療機関または受診・相談センター（0776-20-0795）に電話で相談してください。なお、児童生徒本人または同居のご家族がPCR検査を受けることになった場合は、必ず、学校に連絡してください。